

国民の増税時代はまっぴらじめん！

政府・与党がまとめた平成十七年度税制改正は、定率減税の半減をはじめ小泉総理の任期切れ？退陣？後を睨んだ消費税引上げを視野に入れた本格的な国民負担増時代の到来を予感させる内容となっています。

その背景には極度に悪化した財政を立て直すには、最初から「増税」ありきで私から言わせてもらえば政府・与党が描く「増税」財政再建「路線の青写真は、その前に無駄な歳出を削減する知恵を出すべきと考えます。財政再建は確かに必要です。されとてそのためには増税なのか。

今回サラリーマン諸氏の関心が高い幾つかの改正の中身の裏を探ってみました。**第3のビール増税の見送りについて**

私も含めてビール好きの者にとってささやかな楽しみの一つであるサツポロ・ドラフトワン（ビールや発泡酒よりさらに安い）いわゆる「第三のビール」に対する増税はとりあえず見送られました。とはいっても十八年度改正では酒税体系の抜本的な見直しが予想され、ビールや清酒、果実酒など十種類に分類され、それぞれに税率が定められますが、さらに簡素化し、個別の酒税率も変更する方針です。そこまでやるのかーと、いう感じです。ビールと発泡酒、第三のビールを同じ分類にまとめる案も向上しており、この場合、世界的にも高税率と悪評高いビールは減税となる一方で、発泡酒と第三のビールが増税となり可能性も否定できません。

フリーター課税徴収の強化について

短期間の仕事を重ねるいわゆるフリーターなど短期就労者への個人住民税の課税強化が盛り込まれました。例えば年収百万円の単身者の場合、住民税の所得割年間四百円と均等割りの同四千円が課税されます。ここまで網を掛けるのかーと、いう感じです。

サラリーマンなどの給与所得者の個人住民税は、雇用主が一月一日時点で「給与支払報告書」を市町村に提出し、翌年度に課税されますが、若者のライフスタイルの象徴とも言うべきフリーターだと一月一日に勤めていないと報告書が作られず、本人の申告がない限り所得状況を把握できない現状でしたが、総務省がまとめた学生と主婦を除く若年人口（十五歳～三十四歳）に占める非正規雇用者割合は平成十三年には二一・二％に達しています。このため平成十七年一月一日以降は中途退職者についても企業に支払い状況報告を義務付けます。

景気も穏やかに回復基調と言っても日銀短観が七期ぶりに悪化する中で、定率減税は基礎年金の国庫負担引上げの財源確保なら理解できますが、景気浮揚を目的にしたものなら経済への悪影響が出ないよう緩やかに行うべきで、小泉総理は口癖のように「今の痛みに耐えて、明日をよくしよう」とうわ言のように繰り返すだけでなく、低所得者への所得税を下げるなど配慮が必要ではないでしょうか。